

福山市長 枝 廣 直 幹 殿  
(担当課 : 生活福祉課)

低所得世帯や生活保護制度を利用している世帯から  
熱中症患者や死亡者を出さないための緊急申し入れ

2018 (平成 30) 年 8 月 24 日  
福山市東町二丁目 3 番 23 号  
福山生活と健康を守る会  
会 長 森 川 栄 三  
TEL 084 - 928 - 7659

記録的な猛暑が続いている。気象庁は 7 月 23 日に記者会見を行ない、「経験したことのないほどの暑さになっている地域がある。命に危険が及ぶレベルで、災害と認識している。」と述べました。

報道によると、消防庁は、7 月 16 日から 22 日の 1 週間に熱中症の症状で救急搬送された人が全国で 2 万 2647 人にのぼり、1 週間分の集計をはじめた 2008 年以降では最多となったと発表しました。このうち 65 人の方が死亡し、1 週間の死者数も 2008 年以降では最多となったということです。

福山市でも 7 月 1 か月間の熱中症の症状で救急搬送された人は 344 人と昨年 7 月の 167 人の倍以上の人数になっています。そして、このうち 4 人の方が亡くなっています。  
(福山地区消防組合消防局「熱中症患者搬送調べ（速報値）」2018 年 8 月 19 日現在)

そんな中、厚生労働省は 6 月 27 日、今年度から新たに生活保護制度を利用しあげ始めた世帯に、一定の条件を満たす場合にはエアコン購入費および設置費を一時扶助費から支給することを認める通知を出しました。これにより、エアコンが健康で文化的な最低限度の生活を維持するために必要なものであることが明確になりました。

いっぽうで、2018 年 3 月以前から生活保護制度を利用しているエアコンを所有しない世帯は、エアコンの購入費が支給される対象にはなっていません。こういった世帯は、災害規模の猛暑の中で命の危険を感じながら暮らさなければなりません。これは、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害する事態と言うべきです。私たちは、3 月以前に生活保護の利用が始まった世帯でも、貯蓄のない世帯には同様にエアコン購入費等の支給が認められて当然と考えます。

以上のことと踏まえ、福山市民の命と安全のため、下記のことをすぐに行なっていただくよう強く求めます。

記

- 1, 6月27日付の厚生労働省通知の内容が対象者全員に伝わるよう、制度を知らせるチラシなどを作成し、新規の生活保護制度利用世帯にはもれなく説明してください。
- 2, 热中症予防が必要な世帯で、7月の豪雨災害のためにエアコンが破損した場合には一時扶助費でエアコンが購入できることを周知徹底してください。
- 3, 局長通知の「热中症予防が特に必要とされる者」を狭くとらえるのではなく、課長通知の問答100の内容、特に「健康状態や住環境等を総合的に勘案」を柔軟に適用し、必要な人は誰でももれなくエアコンを購入・設置できるようにしてください。
- 4, 今年4月以降の生活保護制度利用世帯にだけエアコンを最低生活に直接必要なものとして認めるというのは理屈が通りません。エアコンを持ちあわせないすべての生活保護制度利用世帯が一時扶助費でエアコンを購入・設置できるように国に求めてください。
- 5, 福島県相馬市は、新規の生活保護制度利用世帯だけを対象にするのは制度上の不備として、市独自の制度を作りました。その内容は、昨年度以前に生活保護制度を利用し始めたエアコンのない世帯が7月1日以降に購入するエアコンについて、本体価格5万円、設置費3万円を上限に補助するというものです。さらに相馬市は、生活保護制度を利用していない住民税非課税世帯で65歳以上の高齢者のいるエアコンのない世帯には、35,000円を限度に本体と設置費用の合計額の70%を支給するという制度も作ったということです。（毎日新聞デジタル版7月10日）  
東京都荒川区にも高齢者世帯、障がいのある人や就学前の子どものいる世帯に冷房機器の購入費・設置費を助成する制度があります。福山市もこういった独自制度を創設してください。
- 6, 生活保護制度の利用世帯であっても、事前に福祉事務所と相談した場合のエアコン購入・設置のための生活福祉資金の借入れは収入認定しないことを周知徹底してください。また、福山市と広島県の社会福祉協議会に対し、エアコン購入・設置のための貸付が速やかに行なわれるよう求めしてください。

7, 厚生労働大臣は、2013（平成25）年から生活扶助基準を平均6.5%・最大10%も引き下げ（年額670億円）、期末一時扶助（年額70億円）も引き下げました。また、2015（平成27）年から住宅扶助基準（年額190億円）と冬季加算（年額30億円）も大幅に引き下げています。さらに、今年10月からも基準が見直されることになっています。この相次ぐ基準の引き下げのため、生活保護制度利用世帯の多くは、エアコンが自宅にあったとしても、電気代を節約するためにほとんど使わないようにしているのが実態です。これではせっかくエアコンを設置したとしても熱中症対策にはならず、「宝の持ち腐れ」になりかねません。

悲劇が起きる前に、一連の生活保護基準引き下げを撤回して元に戻すこと、生活保護制度利用世帯が電気代を心配せずにエアコンが使えるよう、夏季加算を創設するように国に求めてください。

8, 夏季加算が実現するまで、生活保護制度利用世帯の夏季のエアコン使用による電気代相当額を、福山市独自の法外援護として支援してください。

9, 生活保護制度を利用している世帯のエアコン保有（設置）状況および使用状況を調査してください。

以上